

大学院生海外活動奨励制度 FAQ

No	分類	質問	回答
1	応募要件	学会発表等（渡航）が確定していなくても応募してよいでしょうか。	確定していなくても応募は可能です。申請受付期間が年に1度しかないので、年度内に海外活動を実施する予定であれば期限内に応募ください。
2	応募要件	合格後、実際に渡航できなくなった場合に返金の必要はありますか。	渡航後の提出書類を基に奨励金を支払いますので返金の必要はありません。ただし、合格後に渡航できなくなった場合はお知らせ下さい。
3	応募要件	YCUの学生であれば、留学生（日本国籍以外）でも応募が出来ますか。	本学の大学院に在籍している学生であれば国籍は不問です。
4	応募要件	応募要件の「給与等の収入」を証明するための公的書類は必要ですか。	不要です。
5	応募要件	海外フィールドワークで渡航する調査活動について支援を受けられますか。	海外フィールドワークで渡航する場合、本制度の支援は受けられません。
6	応募要件	現在休学しているのですが、支援を受けることは可能ですか。	本学の大学院に在籍している学生が対象となりますので、休学中の申請は受け付けることができません。
7	奨励金	他の補助金を受給している場合の支給額はどうなりますか。	他の補助金が海外渡航に関する使途に限られる場合は、渡航に関する経費合計から当該補助を引いた額に対して本奨励金を支給します。
8	奨励金	横浜学術教育振興財団から助成を受けている場合の支給額はどうなりますか。	横浜学術教育振興財団の「研究助成」の場合は併給が可能です。「海外渡航費助成」の場合は、上記6と同じ扱いとなります。
9	奨励金	研究室の研究費で渡航費用を支払った場合の支給額はどうなりますか。	所属する研究室の研究費で渡航費用を支払った場合の併給は可能です。所定の研究費への戻し入れもできますので、ご相談ください。
10	奨励金	航空券等の高額費用は学生のクレジットカードでは限度額があるため支払いができません。指導教員のカード等で立替はできますか。	精算時には支払ったことが分かる書類を提出いただければいいので、立替え払いでも問題ありません。研究費からの支出の場合は、上記8の方法も可能です。
11	奨励金	他の外部奨学金プログラムとの併願は可能ですか。	各奨学金実施団体の募集要項に従い、ご自身で併給可否を確認してください。本奨励金の併給基準については問6～7を参考にしてください。
12	奨励金	補助金額だけでは計画を実行できないのですが、追加での支援はありますか。	募集要項記載の限度額が支給上限額ですので、追加での支援はありません。
13	その他	年度内に複数回海外活動の予定がありますが、毎回応募できますか。	同一年度内の応募は1人1件です。
14	その他	昨年度当該奨励金を受給しましたが、今年度も応募できますか。	応募は可能です。ただし、応募者多数の場合、選考時の優先順位は下がります。
15	その他	SPRING事業の支援を受けていますが、応募できますか。	応募は可能です。ただし、応募者多数の場合、選考時の優先順位は下がります。
16	その他	指導教員の推薦とは何ですか。	事前に指導教員に報告・相談した上で、申請書に指導教員名を記入し応募してください。募集締切後、研究科毎に応募者の申請内容を確認し、推薦者を決定します。
17	その他	業績一覧と応募理由書について、指定様式などはありますか。	様式は自由ですが、A4 用紙 1 枚程度で作成ください。
18	その他	搭乗券の半券を紛失したのですが、どうすればいいですか。	各航空会社のHP等で搭乗証明書を発行し提出して下さい。